

# 社会福祉法人宏仁会

## 理事、監事及び評議員報酬規程

# 社会福祉法人宏仁会 理事、監事及び評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宏仁会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(理事、監事及び評議員の報酬)

第2条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する介護福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために2時間以上の業務に当たった場合は、社会福祉法人宏仁会定款（以下「定款」という。）第21条の規定に基づき、別表1-①により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務に当たった場合は、定款第21条の規定に基づき、別表1-②により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が、監査の業務に当たった場合は、定款第21条の規定に基づき、別表1-③により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、評議員の業務に当たった場合は、定款第8条の規定に基づき、別表1-④により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第3条 法人の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改 正)

第4条 この規程を改正する必要がある場合は、定款の定めにより評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年7月17日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日一部変更して施行する。

別表 1

|   |          | 報 酬     | 実 費 弁 償 費 |
|---|----------|---------|-----------|
| ① | 理事長業務報酬  | 20,000円 | 職員通勤手当相当  |
| ② | 理事業務報酬   | 10,000円 | 職員通勤手当相当  |
| ③ | 監事監査業務報酬 | 20,000円 | 職員通勤手当相当  |
| ④ | 評議員業務報酬  | 10,000円 | 職員通勤手当相当  |